

議案第 19 号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

目次、第 16 条及び第 20 条第 2 項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第 52 条を次のように改める。

第 52 条 削除

「第 12 章 情緒障害児短期治療施設」を「第 12 章 児童心理治療施設」に改める。

第 87 条並びに第 88 条第 1 項及び第 4 項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第 89 条（見出しを含む。）中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「なければ」を「なければ」に改める。

第90条から第92条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。